

琉球大学学術リポジトリ

清代における江西省東部広信府の人口について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2016-08-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前村, 佳幸, Maemura, Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/35065

清代における江西省東部広信府の人口について

前村 佳幸*

A Study on The Population and Socio-economic Conditions in Guangxin Prefecture in the Western Part of Jiangxi in the Qing Period

Yoshiyuki MAEMURA

Summary

There has been much concern about the rapid population growth during the period from the 17th century to the 19th century in China. Especially, the region's unusually high male to female ratio of registered births is a very important issue. This paper mainly considered the population data described in the local gazetteer of Guangxin prefecture edited in 1873. The prefecture supervised seven counties, including Yiyang, the governor of which had insisted on stopping infanticide, especially of female children, by his opinion issued in 1683. We focused on the historical factors such as the relations among notable demographic phenomena, attitude of the administration, and socioeconomic features that led to the increasing population in this region. Although the data is not census-based and obtaining accurate population estimates is difficult, a study of the historical demography has proved that, similarly, people in the area near the western part of Jiangxi in the Ming period were also inclined to give birth to and raise baby boys selectively. As above, obviously the trend of an unequal male-to-female ratio steadily continued even in the 19th century.

はじめに

筆者は前稿において¹、康熙 22 年（1683）刊『弋陽縣志』に掲載された、「禁止鬻妻説」「禁止溺女説」と題する、弋陽県の地域住民に向けた知県譚瑄の言説に着目し、その背景にある清初の戦乱による地域の荒廃、これに対処した知県の多岐にわたる業績と関連づけながら理解を進めた。さらに、明代から清代後半に至る弋陽県の人口規模の長期的動態の把握を試みた。

譚瑄の言説は、同治 12 年（1873）刊『広信府志』にも掲載されているが、そこで、編纂者は「邇者（ちかごろ）、七邑の育嬰、奉行これ謹み、溺女の風すでに熄み、而うして壳休・盜葬等の弊、案牘を見るもまた尠なし」（卷 1 の 2 地理・風俗）と自賛する。譚瑄以降の統治者もまた、「溺女」や「壳休（鬻妻）」といった行為に対して批判的な価値観を抱いていた。逸話を採録したり²、置

き去りにされた幼児を収容して育てる施設（育嬰堂）を運営したりして、民衆の心情に訴え続けていたのである。ただし、人口推移の観点からすると、弋陽県は、明代の規模の回復から増大へと転じたが、男女数の割合（性比）の不均等が一貫していたように見える。従って、「溺女」のような嬰兒殺し（Infanticide）が果たして減少したのか、為政者の言説のみを根拠に判断することは困難である。他方において、広信府に限らず、各地の地方志においては、「婦女」の数があまりにも少なく記され³、その実態について疑問が残る。地方志の戸口記録を社会の実態を掌握した人口統計として、そのまま受け入れることには躊躇を覚えるのである。そこで、小稿では、弋陽県を含む七つの県を統括する広信府（宋代の信州）に範囲を広げ、江西省東部に位置する特定の府のレベルにお

*琉球大学教育学部社会科教育専修所属

いて、人口と社会経済関連の記事を整理することにより、明清時代の人口の規模・構成・動態及び関連する要素について、一定の所見を得ることを目的したい。

なお、社会経済史や歴史人口学の研究においては、多様な史料を通じて検証することが必須である。筆者が取り扱う地方志の記事は史料の一部に過ぎない⁴。これを補うため、小稿では、広信府全体の動態を数量的に把握した上で、明代徽州の賦役黄冊を分析した研究成果を参照し、地方志における性比の妥当性を検討する。

1. 口数の変化

広信府が統括していたのは、上饒県、玉山県、広豊県、鉛山县、弋陽県、貴溪県、興安県の7県であり、府の治所は上饒県にあった。その内、広豊県（雍正9年：1731に永豊県を改称）は北宋の熙寧年間に永豊鎮に県治を設置して成立したもので、興安県は明の嘉靖年間に上饒県・弋陽県から分離したものである。興安県は農地面積と人口が最も少ない。そこに県を新設したのは、窯業に従事していた浙江省廵州府からの移住者が騒擾を起こした事件を契機とし、治安の重要性が朝廷に認められたからである⁵。清代初期を除けば、広信府は太平天国軍の侵攻まで概ね平穏が保たれていた。

その平定後、広信府の地方志編纂者は、次のような現状認識を示す。

国朝二百年来、休養生息し、民の数は前に十倍す。墾田は四万頃を逾え、土に安んじ業を樂しみ、物産は滋^{ますます}豊かなり。而して凡そ屯田・遭運・駅塩、諸て大政釐^{すべ}まざるもの無く、然るに具に史を挙ぐるに、食足り貨通ずると称し、然る後に国富ち民富み而して教化成る、とは此なり。斯の土を守る者、それ敢て忽諸に食貨を志さん。（同治『広信府志』卷3食貨・戸口）⁶

この同治府志では、宋元時代は戸数（世帯数）のみ示され、基準が合わないので、明清時代と比較することが困難である。明初の洪武年間に506,908人を数えた口数は各県において減少傾向にあり、嘉靖年間（1522～1566）には326,880

人であった。戦乱を被った清初はさらに減少し、原額189,698人（人丁118,696、婦女71,002）のところ、80,821人が逃亡や死亡により把握できず、順治6年（1649）における「見在」の口数は108,877人（人丁69,339、婦女39,538）であった。その後、離散した農民の収容や移住者の受け入れに努め、康熙11年（1672）には「見在」口数が156,780（人丁95,716、婦女59,576、優免人丁1,488）に増えたので、康熙12年に原額は156,372人（人丁96,702、優免人丁977含む。婦女58,693）とされた⁷。平和がもたらされたにもかかわらず、康熙50年（1711）に至っても145,547人（人丁86,388、婦女53,114、優免人丁3,735、安撫流移の男・婦2,310）で口数は停滞気味であった。しかし、広信府においても雍正5年（1727）から地丁併徵（地丁銀制）が実施され、増加した人口分は「滋生人丁婦女」として丁銀（賦役）を課さないことになった。そして、同治10年（1871）には、人丁婦女1,401,424人に増加している⁸なお、康熙50年（1711）から乾隆36年（1771）に至る「滋生人丁婦女」は31,941人であり、人口増加率約22%、直線的な年平均人口増加率は3.3%であった。1711年から1871年までの160年間、1771年から1871年までの100年間それぞれの年平均人口増加率は10.1%と15.5%であり、後者の方が高い。この急激な口数の増加をどのように理解すべきであろうか。

まずは、出生と移住による結果と考えられるが、別の要因も想定される。つまり、1771年以前は、「夫れ家は則ちただ男女の已に配偶せる者を徵^{くわ}し、而れども单丁・女戸は焉に与からず」（同治『広信府志』卷3食貨・戸口）とあるように、賦役を課すことのできる世帯を対象として单丁（独居者）や女戸（女性が戸主）、そして未成年者が除外されていたものが、同治年間においては、府内に居住する者全体を対象にしていたという可能性である。以下、県志の戸口記事を抜粋する。

【上饒県】同治『上饒県志』卷9附戸口

洪武24年(1391)	128,860	戸 19,667
嘉靖元年(1522)	79,812	戸 12,245
順治3年(1646)	43,837	戸不明
康熙52年(1713)	30,922	戸不明
雍正13年(1735)		戸口 旧志俱失載

乾隆45年(1780) 181,629 戸 11,134
 嘉慶3年(1798) 187,712 戸 56,698
 道光3年(1823) 198,278 戸 56,961
 同治5年(1866) 364,308 戸 74,079
 【貴溪県】同治『貴溪県志』巻3食貨志・戸口
 原額 23,088丁(22,376丁、優免丁 712丁)
 逃亡 19,789丁、存丁 3,299丁。女口 15,177口、
 逃亡 12,805口、存 2,372。5,671
 順治14年(1657) 29,242 題准：18,309丁
 口、10,933口(開除逃亡丁口外)、
 康熙11年(1672) 新収旧存丁口共 34,913 丁
 口
 康熙13年(1674) 16,282 甲寅寇変歴年逃亡(丁 11,323丁、傷亡口 7,308口)、存丁 10,285丁、存口 5,997口
 康熙16年(1677) 安撫流移(丁 578丁口、
 502口)
 康熙18年～20年(1679～1681) 18,000 三年審復丁口(丁 11,000丁口、7,000口)
 康熙25年～50年(1686～1711) 六届編審(共審復丁 1,147丁口、878口)。以上通共(丁 23,010丁口、14,377口) 37,387
 康熙55年(1716) 編審(丁 968丁口、784口)
 道光3年(1823) 民数冊載実在戸口(男大丁 1,03,650丁、男小丁 62,555丁、婦大口 60,503口、婦小口 36,700口)以上男婦大小共 263,408 丁口 煙戸 48,388
 同治8年(1869) 編査保甲冊内登載(男大丁計 117,656丁、男小丁計 80,876丁、女大口計 80,285口、女小口計 59,037口) 以上通県男婦大小共 337,854 名、實在土著煙戸共 49,324
 【広豊県】同治『広豊県志』巻3の1戸口志
 原額 25,629(優免人丁 526含む)
 順治11年(1654) 16,718(逃亡男婦 8,911を除く)
 康熙20年(1681) 13,121(逃亡男婦 3,597を除く)
 康熙50年(1711) 11,003(開新収抵補を除く)
 乾隆45年(1780) 173,244(滋世人丁 99,765、
 滋世婦女 73,479)
 乾隆60年(1795) 220,231(滋世人丁 122,321、
 滋世婦女 97,910)

道光2年(1822) 233,691(滋世人丁 133,688、
 滋世婦女 100,003)
 同治9年(1870) 266,034(滋世人丁 146,969、
 滋世婦女 119,065)

【興安県】同治『興安県志』巻6食貨志・戸口
 原額 9,711(人丁 6,061丁、婦女 3,650)
 順治11年(1654) 7,754(實在人丁 5,321、實在婦女 2,433)
 康熙11年(1672)(現在丁口 9,118)
 同治10年(1871) 121,117(男大小 67,646、女大小 53,471) 煙戸 17,245

上饒県では、明代の戸口が記され、雍正年間以前の戸口は明代に及ばないことが分かる。乾隆年間の後半になると、戸数も口数も明代を越えていく。他の県も同様である。嘉靖『広信府志』巻5食貨志・戸口によると、嘉靖元年(1522)、貴溪県 80,875口、広豊県 42,423口、鉛山県 36,361口、玉山県 35,300口であった。明代の記録が無い興安県も同様の傾向であったと推測される。清代において、各県の人口は着実に増加していた(【表1】参照)。

ただし、注意すべき点もある。貴溪県において、康熙50年(1711)の成人男女 37,387人は、乾隆37年(1772)の成丁滋生優免 44,151人を経て、道光3年(1823)になると 164,153人を数え、1772年以降の人口増加率は約 272%となる。出生や移住の結果として、これほど急増したならば、重大な問題となつたはずであるが、そのような記録は確認できない。むしろ、道光3年以降の集計は、税役が課されない男小丁と女小口の内訳も記載していることから明らかなように、依拠するところの記録が異なることを反映しているのではないか。

『貴溪県志』巻3食貨志・戸口では、保甲冊(同治8年編査)によると明記されている。他方において、同治『玉山県志』巻3食貨・戸口と同治『鉛山県志』巻8食貨・戸口では、乾隆11年(1746)から婦女、同37年(1772)から人丁の編審を停止したというので⁹、同治『広信府志』によれば、それぞれ 182,011 及び 161,812 あった人丁婦女人数は掲載されていない(【表1】参照)。『玉山県志』

『鉛山県志』は丁冊に基づいているのである。さらに、同治『広信府志』における各県の「実見在人丁婦女」とされる数字に齟齬が見られる。興安県は一致するが、県志では男女大小を合算したものである。また、貴渓県の県志は未成年男女の内訳も記すが、府志の記載はちょうど10万人少ない。数の一一致する広豊県は成人男女だけのようである。上饒県の場合、県志では同治5年(1866)364,308、府志では同治10年の口数264,308と記されており、後者が誤記しているように思われる。さらに、男女の割合と未成年者を含むのか否か不明である。

このように、各県志で記載の基準が異なっており、府志で同一の基準により調整されていないであれば、実際の人口動態を府レベルの地方志から直接把握することについては、とりわけ注意が必要である。少なくとも、清初の順治年間から同治年間まで一貫して扱うべきではない。広信府の人口増加率に関しては、1771年から1871年の期間において最も妥当な数値(100年間の人口増加率約689%、年平均人口増加率15.5%)を示すことができるだろう。

上記のような留意点はあるものの、清代中期において広信府全域が明代を大いに上回る人口規模となつたことは確実であり、それを可能にした経済的な成長がどのような水準であったのか把握されるべきである。この問題に関連して、清代の江西省では、人口増加に伴い一人当たりの農地面積の減少が顕著であり、これを「溺女」の経済的背景として指摘する研究者もいる¹⁰。ところで、弋陽県の知県である譚瑄が「禁止溺女説」を出したのは、戦災と旱魃・洪水により荒廃していた時期であった。背景は異なるにせよ、貧困が嬰児殺しの直接的な原因なのだろうか。

統治者として譚瑄は、県内の人口が増加するこ

とを望んでいた。「禁止溺女説」では、「溺女」の結果「男多女少」となり、独身男性が多くなることを指摘している。子供を生み育てる夫婦が少なくなることは、人口の増加に歯止めを掛けるだろう。「溺女」は人口増加の原因ではなく、むしろ抑制の作用をもたらす。また、人口増加の結果、横行するようになったとは限らない。そして、「男多女少」の状況においても「典妻」が多ければ、社会全体の出生数が激減するとは限らないだろう。

2. 人口扶養力について

乾隆年間以降の急速な人口増加にもかかわらず、広信府において、食糧生産の基盤である農地の総面積は大幅に拡大していない。清初における「官民の田地山塘」の原額(定額)は48,112頃(1646年)であるが、開墾が奨励され、「成熟」した田地山塘が追加されながら、「開徐」される分もあり、実在44,482頃(1712年)から45,716頃(1871年)と微増にとどまっている¹¹。なお、明代の原額は、51,038頃(1391年)とされている¹²。同治『広信府志』卷3食貨・田賦では、最新の「賦役全書」の作成以降、新たに開墾された農地についても言及しているが、局地的なものである。

【表1】においては、土地所有の多寡や生産性の違いを考慮していない。また、農民に課せられた公的負担の一端を示しただけである。問題を内包する人丁・婦女の総数で農地を等分しているが、戸主は男性なので、農民の実際の経営面積は2倍以上あるだろう。同時期の徽州府休寧県では、7.3畝～8.5畝あたりの保有が小農民と富農の分岐点であったという¹³。この点を踏まえると、小農民の家族5人で生計を営み農業経営を維持していく環境に関する基礎的な情報として認識され

【表1】

県名	上饒県	玉山県	広豊県	鉛山県	弋陽県	貴渓県	興安県
口数	264,308	182,011	266,034	161,812	168,288	237,854	121,117
①熟田地山塘(単位:頃)	10,332	6,747	4,447	6,609	6,838	7,897	2,845
②一人当たりの農地(単位:畝)	3.90	3.70	1.67	4.08	4.06	3.32	2.35
③丁田二項徵銀(両)	26,591	23,526	13,655	20,689	18,044	31,139	5,833
	0.1	0.13	0.05	0.13	0.1	0.13	0.05

典拠：同治『広信府志』卷3食貨 ③下項は一人当たりの平均額で実際の貨幣単位に換算していない

る。このような条件下における人口増加の意味をどのように捉えるべきであろうか。政府が把握している課税対象の農地は不变だが、実際の農地は拡大している可能性もある。しかしながら、限定的な農地拡大という側面だけではなく、政府に設定された原額の範囲の土地を活すだけの農業生産力が展開しなかった明代や清初の状況が変化し、土地が開発され、安定的な生産力を発揮するようになり、一定の人口扶養力を実現したという観点からの検討こそ重要なのではないだろうか。

そして、これを支えた要素として挙げられるのが、農法の技術的発展や灌漑施設の整備、多様な作物や複数の品種の導入、二毛作、施肥などによる、農業経営の安定と生産力・生産性の向上である。さらに、商品経済の浸透による、副業、商品作物の生産状況、山部の経済的価値と開発の程度についても注目すべきである。そこで、同治『広信府志』を中心に関連記事を抽出してみたい。

3. 農業と物産について

広信府の各県は南北方向では山地に囲まれているが、浙江省を源流とし鄱陽湖に注ぐ上饒江が貫いている。ほとんどの県治はその沿岸にあり、南北両岸には平野が展開している。河川交通により広信府は決して孤絶した地域ではなく、福建（閩）との関係は密接であった。

穀物類については、以下の通り記述されている。穀の属は、首に秔稻を曰う（『爾雅翼』に、稻とは溉種の総名にして、梗糯に通じ、而うして梗と言わば即ち秔なり、と）。信州は稻に宜し。早・中・晩の三種有り。早は夏六月に穫る。中は秋八月に穫る。晩は冬十月に穫る。中・晩は歳に一収す。ただ早稻は春に種え夏に収む。また再び下秧し十月に穫れ、之を両番と謂う。それ尤も早き者は王瓜早と曰う。地に佈種し、挿秧を俟たず、六十日にして穫る（救荒に最も便なり）。両番は穀差小にして力薄しと雖ども、然れども糞溉に勤力せば収る所、或いは較早稻に勝る。早・中稻は色白く、晚稻は紅玉色多し。王山紅〔玉山紅〕は尤も勝れり。また香稻有りて寧化占と曰う。粒は白くて長し。土人の粳米を呼び

て占と曰うは、種の占城（今の廣東瓊州の地）に出づればなり。

黎米は乃ち峒黎の種なりて糕餗を作るべし。稻の粘なるは粢と曰い、酒を為るべし（七邑の出づる所は多からず。常に撫・建に仰資す）。

麦の種は三有りて曰く、大麦、小麦、蕎麥と。土人の謂う所の大麦は乃ち北方の小麦なり。郡の出づる所は饒州にしかず。小麦・蕎麥は差多し。蕎麥は農家冬に居るの穀なり。

穀の最も細くて円き者は粟と曰う（古人の稷を五穀の長為りと謂うは即ち此なり）。また粳糯の両種有り。郡の農は之を間植す。然るに北方の者にしかず。良きものは狗尾粟・魚子粟と曰い、種類一ならず。

近ごろ更にいわゆる苞粟という者有り。また名づくるに珍珠菓あり。蒸食し饅に充つべし。また餅餉を為るべし。土人は山上に之を種え之を穫る。利を穫ること甚だ豊かなり。菽とは豆の総名なり。黃豆・黒豆は早稻刈る後は宜からず。両番する者は之を種う。莢豆・赤豆・綠豆・蚕豆・豇豆・虎爪豆は則ちみな圃及び隙地に之を種う。脂麻（俗に芝麻を作る）、油を取るべし。白き者を以て良と為す。郡人、麻油を食す。故に種うる者は頗る多し。（同治『広信府志』卷1の2、地理・物産）¹⁴

広信府において最も盛んな農業といえば稻作であり、粘性のない梗（うるち）と粘性の強い糯（もちごめ）の両種があり、さらに栽培期間の異なる三種類があつて、早生な品種では二期作（両番）が可能であり、苗床を作らず直接播種する「王瓜早」という品種は、60日で収穫できたという。これは旱魃や大水などの害を受けるリスクが最も低いということであり¹⁵、農民の食糧確保において重要な条件を満たす。食味など品質の面では、一年で最も遅く成熟し紅玉色を呈す晚稻の価値が高く、「王山紅〔玉山紅〕」は特に評価されていたという。うるち米（粳米）には「寧化占」という品種があった。「占」は、占城米（チャンパ米）の意とされている。「香稻」という呼称と長粒という特徴から、これはインディカ種の米である。チャンパ米は早生であり、旱魃や冠水による被害を回避しやすく、灌漑と排水条件の悪い水田でも

栽培できる利点があり、安定的な食糧確保を可能にした品種である¹⁶。なお、米の加工では、うるち米では蒸し餅やちまき（粽）をつくり、もち米では酒をつくり使い分けている。

麦と蕎麦もある。広信府ではコムギを「大麦」と称し、「小麦」はオオムギを指した¹⁷。オオムギと蕎麦は冬期に収穫でき、コムギは同じ江西でも袁州府に比べて品質は劣るというので、オオムギと蕎麦は農民にとって冬期の重要な食物の一つであったが、コムギは夏期の食糧として十分確保できず商品としても価値の低い作物であったようである¹⁸。粟にも粘性の有無があり、間作しているが、華北ほど盛んではないという。稻と麦の二毛作よりも、早生種による米の二期作（両番）が広く行われていたようである。豆類は品種が多いが裏作には不適とされ、畑や畝の間の隙間での間作が奨励されている。

以上のように、清代における広信府の稻作では、「最晩の殻は薄く多く米を得るべし。其の尤も晩き者は大禾米、糞に宜し」（同治『玉山県志』卷12 土産志）とあるように、晚熟で収量性の高いジャポニカ種に加えて、チャンパ米のような粗放な栽培環境でも早めに収穫できる品種も栽培されていた。

農地の立地としては、「早稻は高田を宜しとし、晚稻は下田を宜しとす」（同治『玉山県志』卷12 土産志）とされるように、条件が異なる。次の記事は、乾隆『広信府志』からの引用と見られるが、陂・塘・堤が6割近い課税対象の農地を潤し、百万を超える増加分（盛世）の人口を扶養する上で、重要な設備であったことを明記している。その灌漑能力が水田の生産性と安定性を高めていたと考えられる。

広信府七邑の境内、複嶂重嶺、陵阜盤紜なり。山麓の水湄、農人苦力し、平治し田を成す。土粘なれば稻に宜く、粗なれば具に邛壠なりて有く非ず。平原曠野は川を引きて渠（：水路）を成し、日に数百里数十里を瀉潤する者なり。泉源竭くべからずんば、則ち高きに由りて下り、層層として灌輸す。溪流引くべくんば、則ち遠きよりて近し。節節として堵築し、余はこれ池塘の水車を資くのみ。陂塘堤堰は、地に隨い名を異にす。総計

二千六百三十有一なり。在額輪賦二万五千余頃の田、盛世一百六十万四千有奇の丁口は全て之に倚り命を為す（府志）。（同治『上饒県志』卷5 食貨・水利附）¹⁹

塘と陂（小規模のダム）は山地の高田を灌漑し、堤と堰は河川から用水を低地の下田に供給していた。こうした栽培条件に合わせ、広信府では多様な品種の選択により生産を実現していた。

なお、酒の醸造に適したもち米を周辺の撫州府や福建の建寧府から買い入れていたという事情からは、糧食の生産を重視していたことが窺える。

また、蕎麦や粟は稻作のできない畑（地）や山畑（山）では重要な作物であった。さらに、トウモロコシ（苞粟）があり、山地には救荒植物も植栽されていた。そして、救荒食物として最も重要な存在となった作物がある。それは、サツマイモ（番薯）である。

昔無くして今盛んなる者有り。番薯は西洋より出で、閩粵人の此に來たりて山を耕す者、其の泛海の得る所を携う。苗種の日に、漸く繁多なり。色は黄にして味甘し。之を食せば饑えを療し、以て荒に備うべし。今を歴ること三十余年なり。（同治『広信府志』卷1の2、地理・物産）²⁰

番薯（甘薯）は、沿海部の福建・廣東出身の人々によりもたらされた。まず、山地で植え付けられたようであるが、春の端境期から収量が多くなるということで、救荒作物としての地位を得た。伝わった時期は1840年頃で普及するまでにかなり時間がかかったようである。甘薯の伝来・普及は、1771年から1871年における人口増加を支えた重要な要素の一つとみて大過ないであろう。ただし、現状では、進んだ農業技術の導入や施肥、そして治水設備の拡張などの側面について具体的に把握できていない。

さて、山地もまた経済的価値を有しているが、この地域にどれだけの利益をもたらしていたのだろうか。

山は散木多く、棟梁に任すこと鮮なし。竹の利は七邑みな有り。ただ上饒・鉛山、貴溪の南境のみ尤も饒かなり。大半は用うるに造紙を以てす。桐子木子樹もみな油を為るべし。上饒・興安の出づる所は較他邑より旺んな

り。閩人の山に種うる者もまた多し。資り生計と為す。漆は本は漆に作る。種は閩に來り自る。七邑にまま出品するも、袁州に視ぶるに尤も劣る。烏柏樹は、上饒に最も広し。他邑もみな之有り（俗に木子樹と呼ぶ）。子を取り春搾し燭を造り各づけて玉燭と曰う。玉山の者は良し。（同治『広信府志』卷1の2、地理・物産）²¹

山の木は密生しておらず、材木の用途に適うものが少ない。竹は各県に産するが、上饒県・鉛山県と貴溪県の南方に多く、竹紙の原料としている。また、桐子木子樹からは油が採れる。上饒県と興安県が他の県に比べ品質が良い。福建からの移住者が山地に植栽し販売している。漆もまた福建から伝来したものであり、福建省に出荷されているが、江西省袁州府産には劣るという。烏柏樹は上饒県で最も広く植えられており各県にある。実を採取して突き碎き蠟燭の原料とし、玉燭と称する。玉山県の产品が最も良い。なお、山には燃料にすべき樹木が乏しく、石炭を利用している²²。長い期間消費されてきたので、次第に減少しているという。鉛山県と興安県の品質が良く、上饒県の応家口と鉛山県の河口鎮で売りに出されている。貴溪県では木炭が多く生産され河口鎮で集荷されていた。

最も遠方まで販路を広げていた物産は、紙である。竹紙が府内各地で生産されている。これは福建と隣接しており、その影響を受けたものである。「簾細」「毛辺」「花箋」などの呼称があるが、上品ではなく、玉山県の「玉版紙」だけが多少名を知られていた。コウゾの紙もあり、槽戸が人を雇って紙料に加工し紙を造っていた。冷水に手を浸しての仕事が続き、工程も多く手を抜くことができない。貧民が従事しているが、流通は徽州や福建の商人に独占されている状態である。

郡中の出産多く而して遠き者は紙に如くも
の莫し（閩に近く竹多き故を以てす）。上饒・
広豊・弋陽・貴溪みな紙を産す。其の名は
則ち簾細・毛辺・花箋・方高、俱に甚だ佳
からず。向て惟だ玉山の玉版紙は名を擅に
す。通志載するに、東北郷に楮を出す所あり。
槽戸、人を倩い料を治め施工し紙を成す。
費雜は彌述すべからず。隆冬炎夏と雖ども、

手足水火を離れず。諺に云く、片紙も容易に非ざる措手七十二、相い伝う。明の時は鉛・豊と与に貢を同うす。今は則ち無し。前府志に載するに、石塘の人は善く表紙を作り、竹を搗き之を為る（白表紙はただ藤紙葉を用い、黄表紙は則ち姜黃を入れる）、と。今、之を業とする者は日に衆く、貧民の生計を資くべし。然るに率ね土着少く、富商の貨を挟みて来る者、大率徽・閩の人なり。（同治『広信府志』卷1の2、地理・物産）²³

織物については²⁴、苧麻布が上饒県で多く織られており、綿布は貴溪県で最も盛んである。他の県でも行われている。麻は地元の広信府産が多いが、木綿は九江府や湖北・湖南方面から入ってきたものである。貴溪県は湖北・湖南に近く、そのため他の県よりも木綿の紡績が盛んである。在地の絹布は、真綿から糸をとるので纖細ではないが丈夫である。ただし、市に売りに出されていない。木綿を縦糸に苧麻を横糸にして織るが、紋様を出すことは稀であるというので、これも商品として生産されていたのではないだろう。

こうした、広信府の民業について、同治『広信府志』の編纂者は次のように評している。

論に曰く異物を貴ばず、寄産を畜えず、や
や民の務を識る者、また稼穡を宝と為すを
知るなり、と。境内の粟米は盈に酌んで虛
に剤す。豊年なれば、なお贍給するに足る。
猝かに旱潦に遇わば則ち支えず。弋陽・鉛山・
玉山みな米行有るも、而して郡城独り穀の來
り自るに否ざればなり。他境は市に鬻がず、
民の緩急を資く所無し。当官者尤も宜しく儲
備を為すに預るべきかな。弋陽の苧、広豊
の油と蓮の実、出産すること頗る豊かなり。
鉛山の紙、清潔なるも閩中に遜る。然れども
之を業とする者は衆く、小民藉り以て食す。
其の力むること十の三四なり。広豊の煙葉、
閩に盛行し、或いは之を禁ずると謂う。歲に
粟千万を増やすべし。然るにまた其の地土の
宜きとする所、易えて他種の収る所、恒に半
を以てすあたわず。玉山の蓮を種うるもまた
然り。土の産する所、原より以て民用に給す。
彼紺け此贏り、転移化裁はみな理勢に歸し、
自ら然らしめ強うあたわざるなり。利に因り

て利あり、誠に王道の本か（連志原跋）。按するに、連志の物産を志すこと、盈虛利弊、頗る透徹為り。今之に仍る。其の間、今昔、形を殊にする者は考正し、必ず按語を加えたり。（同治『広信府志』卷1の2、地理・物産）²⁵

ここから読み取れるのは、太平天国の戦災を勘案しても、乾隆48年（1783）刊、連柱等纂修の『広信府志』（連志）から百年近く経過し、変化については述べるとしながら、農本主義的であり府内各県の特産品について、それほど重要視していないことである。しかも、為政者として、その品質の向上や販路拡大をはかる意志を窺うことができない。増加し続ける人口の圧を感じることはなかったのであろうか。

なお、小農民と地主との関係もまた人口が増えるにつれて変化したことが想定される。一人一人の農民が耕作できる農地の面積は遞減し、それを貸し出す地主にとっては有利な状況となる。各種の負担を農民に転嫁することができる。それでも、地主経営を実現するためには、小農民の生活に一定の配慮を示すことが重要な要素となるだろう。商品作物より糧食の生産が重視されていたとはいえ、旱魃や水害による影響は大きく、江西省において、穀物の備蓄が官僚・地主階級全体の課題であったことからも窺い知ることができる²⁶。

郡境山多く、産穀は本地の民食を敷くに止む。弋陽は米郷と号称するも、大半は饒の樂平・万年より販運し、弋は特だ聚集する処なるのみ。上饒・広豊・興安は乃ち並びに米穀の市無し。青黄接さぬ時、雨沢偶衍せば、大戸閉籠す。灘河逆上し、商販能わざる時、貧民に至りては往往に食に乏しく皇急として無策なり。官穀の接濟を需むるは尤も切なり。（同治『広信府志』卷2の2、建置・倉儲）²⁷

地方官と地主による監督・運営は、不正や不作為により必ずしも規定や制度の趣旨どおりにはいかなかつたようであるが、広信府においても、その制度の必要性が常に意識されていたことは看過できない。

4. 明代の黄冊における性比

清代における広信府の地方志には、「成丁」と「婦女」に分類された住民の集計が掲載されている。ただし、同治10年（1871）の広信府及び倚郭県である同治5年の上饒県などでは、男女の比率は分からない。男女別に記している貴溪県、広豊県、興安県については以下の通り示すことができる。

貴溪県は、道光3年（1823）から同治8年（1869）に至る人口増加率28.3%であり、年平均人口増加率5.38%。男性166,205女性97,203で性比0.58（成人0.58、未成人0.59）であったのが、男性198,532女性139,322で性比0.70（成人0.68、未成人0.73）へと推移している。

広豊県では、性比は乾隆45年（1780）0.74、乾隆60年（1795）0.80、道光2年（1822）0.75、同治9年（1870）0.81へと推移している。1780年から1870年までの人口増加率と年平均人口増加率は53.6%、4.69%である。

興安県の推移は、原額（清初）0.60、順治11年（1654）0.46、同治10年（1871）0.79であり、1871年までの人口増加率は、康熙・乾隆年間の男女の口数が不明なので、1654年を起点とすると、217年間で人口規模は15.62倍となり、年平均人口増加率8.1%となる。

以上のように、3県では男性が過多であり、未成年でも、男小丁と女小口の内訳を示す同治『貴溪県志』によれば、男性が多く女性が少ない。ただ、人口の増加率は比較的緩やかであり、人口の増加と並行して性比の不均等がやや緩和される傾向も見て取れる。弋陽県の人口は1711年から1871年までに7.86倍となり、年平均人口増加率9.68%と高く、1871年における性比は0.52（110,765：57,523）と差はかなり大きい²⁸。広豊県と興安県は府内でも一人当たりの農地と丁銀が少なく、上饒県・玉山県・鉛山県は弋陽県と同じ水準である（【図1】参照）。上饒県では、乾隆45年（1780）から同治5年（1866）までの86年間の人口増加率は約101%、年平均人口増加率7.78%であり、道光3年（1823）を起点とすると13.7%になる。玉山県・鉛山県は記録が欠如しているが、年平均人口増加率の高い県では、性比の差もまた拡大し

たのではないだろうか。

しかしながら、地方志の戸口記録は、その地域における総人口を示す統計ではない。そのため、実態に迫るためにには、異なる史料を参照すべきである。

明清時代、地方官が国家的統治のために作成した文書として、賦役黄冊（黄冊）がある。これは、県内を都・図に区分けして、その世帯数と口数及び資産を記帳したものである。中国内外において、その現物はほとんど残存せず、転写によって一部分伝来しているに過ぎない。その中で、最も多くの内容を伝えるのが「万曆徽州黄冊底籍」である。【落合恵美子・周紹泉・侯楊方 2004】は、この黄冊のデータを整理し歴史人口学的観点から分析した研究である²⁹。

黄冊は十年ごとに作成され³⁰、その間の人口変化を窺うことができる。「万曆徽州黄冊底籍」の原簿は万曆30年(1602)と同40年に作成され、データの範囲は、万曆30年が計199戸中、男子実在652、開除141、婦女実在331、開除39、不明1、計1164人。万曆40年(1612)が計134戸中、男子実在462、開除90、婦女実在225、開除12、計789人である。「開除」とは、死亡や移転により、当地に「実在」しない者のことである。この史料の成立は、清代に先行する時代であり、広信府と同一の地域ではなく、そのエリアは県よりも狭く、同地の県志『休寧県志』（弘治、嘉靖、万曆、康熙、嘉慶年間に編纂）と対照する作業は容易ではないようと思われるが、行政実務に即した貴重な資料として注目すべきである。そこで、【落合恵美子・周紹泉・侯楊方 2004】における所見の内、性比と関連するものを整理・紹介しながら、検討してみたい。

「万曆徽州黄冊底籍」では、男性は未成丁・成丁と区別されており、未成年の男子の一定数が記されている。他方において、女性は結婚によってはじめて「実在」の「婦女大口」として記録に表れるという³¹。黄冊もまた当地に生きる人間の総数を把握するための記録ではない。「婦女」の記録が結婚を契機とするものであったならば、未婚であれば20代30代でも「婦女」として記録されず、他方において10代半ばも含んでいる可能性があり、「婦女」の口数は成人女性の総数を意

味するとは限らない。この数をもって、未婚でも年齢によって「成丁」とされる男性と対比することについては慎重であるべきだろう。

それでは、未成年の段階では、男女の性比はおよそ均等であると仮定してよいのだろうか。黄冊においても、「成丁」と「婦女」の割合は不均等であり、前者があまりにも多すぎる。そのため、男女の記録上の扱いの差異を捨象し難い。この点について、法規上の史料を確認できていないが、黄冊のデータによると、女性の初婚年齢は10代後半からはじめり、20代前半までに集中しているにもかかわらず（【落合恵美子・周紹泉・侯楊方 2004】126頁）、男性は20代で最も過剰であり（同上121頁）、さらに、「実在」の「婦女」のほとんどが既婚者であって（同上121頁）、20代以降の女性の多くが結婚したと考えられる。これにより、「婦女」として記録されていない成人女性は少なく、成人層における性比は男性に偏る傾向にあったことが推測される。自然状態では男子の死亡率がやや高いとされているので³²、成人層において男性の割合が高いことに対応して、未成年の女子（婦女小口）の割合は男子（未成丁）に比べて低かったのではないかだろうか。同治年間の貴溪県も同様の傾向を示している。すなわち、性比の不均等は、黄冊などの記録の取り方だけに起因するのではなく、【落合恵美子・周紹泉・侯楊方 2004】が先行研究の所見を再確認している通り、主として育児放棄も含む「溺女」という人為的な選択の結果であったと考えるべきである。

なお、年代が上がるにつれて性比が均等に近づくのは（【落合恵美子・周紹泉・侯楊方 2004】121～122頁）、あらゆる世代で男性の死亡率が女性よりも高く、さらに女性の再婚によって男性の未婚率が下がるという因果関係が考えられる。それは、50代からは女性の方が多くなること（同上122頁）や30～40代の女性が婚姻年齢の3割を占めていること（同上126頁）から推測される。

仁井田陞『中国の農村家族』（1952年）において指摘されているように、農民の間では離婚は困難であったが、若い女性には夫の死亡により再婚する機会があったと考えられる。寡婦のまま息子が成人するまで家庭を守ることを賞賛する儒教的な価値観があるが、社会の実態において、それが

必ずしも尊ばれているとは限らない。江西省近隣の湖南省・福建省においては、周辺から再婚が強制される習俗の存在が指摘されている³³。こうして再婚すると、寡婦のままで一生を終える場合に比べ、出生数は多くなるはずである。これは、出生率・人口増加率に関わる要素であり、「典妻」と関連づけることも可能であるように思われる。

以上、地方志とは異なる資料として黄冊に注目し、その歴史人口学の分析による所見を検討してきた。広信府の地方志上の記録においては、どの県においても女性の割合が少ないが、それを「溺女」や「典妻」の習俗と関連づけて理解することが果たして妥当かどうか、さらに、人口の記録のあり方も考慮しながら検討する必要がある。明代以降作成された黄冊は国家の人民把握の基盤たる貴重な記録である。断片的な史料であるが、そこから得られる所見は、清代における広信府などの地域の状況を理解する上でも十分に示唆的である。

おわりに

清代中期以降、江西省東部の山間部に位置する広信府七県の人口規模が拡大したという歴史的事実について、どのように理解すればよいのだろうか。その実態と動態、それを支えた諸条件はなお検討を要する。また、18世紀から19世紀前半の期間において確認される加速度的な人口増加の状況下、そのほとんどが小経営の農民であった住民が生存していくために、人々はどのように対応したのか、広信府にとどまらない、中国社会経済史上の重要な論点が存在する。管見の限り、広信府の地方志では、「溺女」のような悪習は根絶されたとされ、人口の過剰や貧困の弊害は深刻視されていないかのようである。しかしながら、これらの問題に対して地方志の記事のみに依拠することはできない。実証的な認識のためには、もとより、多様な史料とつきあわせなければならぬのであり、このことを前提に小稿は一定の整理を行ったに過ぎない。

地方志の記事のみに依拠するような史料的限界を補うためには、広信府と同じく、山地に囲まれ平地では稻作が行われるような、生態環境が類似

する他の地域と対比することも重要である。安徽省の徽州府もまた山地に囲まれながら、河川が主要交通路として活用された点において、江西省の広信府と共に通する。徽州商人の名で知られた徽州府では、各種契約文書に加えて、賦役黄冊が一部残存しており、より社会の実態に即した研究が行われている。そこから抽出された、農民の家族構成、資産規模、生計に関する基礎的認識は³⁴、小農民によって構成される他の地域の社会と家族のあり方を理解する上でも有益である。たとえば、黄冊データの整理・分析は、「溺女」がむしろ裕福な家で横行していたという、小川快之氏が明確に示した³⁵、同時代の人々の認識を裏付けるかもしれない。今後も、社会経済史や歴史人口学の浩瀚な研究成果に学びながら、「禁止鬻妻説」「禁止溺女説」という言説を共有していた広信府における人口増加を支えた土地の生産力水準、商品経済の程度、性比に表れる出生と養育のありかたについて考察を進めていきたい。

注

- 1 前村佳幸「康熙22年刊『弋陽縣志』における風俗論—『鬻妻』と『溺女』—」(『琉球大学教育学部紀要』第86集、2015年3月)。
- 2 「溺女」に反対する言説には、次のような民衆の心情に訴えるものもある。
弋陽方家墩呉氏、其犬產數子。其僕携去溺諸河、歸而烹之。犬躡其後、親見其狀号叫酸悲、以頭觸柱而死。村婦曰犬猶愛其五九、於人乎。溺女之風漸熄焉。(乾隆『広信府志』卷26 雜記)
- 3 明代の各地においても、地方志の記載は同様である。王泉偉「明代男女比例的統計分析—根拠地方志数据的分析」(『南方人口』第25卷第5期、総101期、2010年)を参照。
- 4 広信府と弋陽県の地方志の書誌については、注1前掲論文に掲載している。弋陽県以外の県志は以下の通り。清代では同治年間までは府志と同じ時期に編纂されている。ただし、同治年間以降については、対照して変化を窺うことのできる府志と県志を見いだしていない。
①上饒県：康熙23年刊『新修上饒縣志』卷12、乾隆9年刊『上饒縣志』16首1巻、乾隆49年刊『上饒縣志』13巻、道光6年刊『上饒縣志』32巻首1巻、同治11年刊『上饒縣志』26巻首1巻(江蘇古籍出版社刊『中国地方志集成』江西府縣志輯22)。

- ②玉山県：康熙『新修玉山県志』10巻、乾隆49年刊『玉山県志』13巻首1巻、道光3年刊『玉山県志』32巻首1巻、同治12年刊『玉山県志』10巻首1巻附補遺1巻（江蘇古籍出版社刊『中国地方志集成』江西府県志輯23）。
- ③広豊県（永豊県）：嘉靖23年刊『永豊県志』4巻、康熙10年刊『広永豊県志』24巻、康熙41年刊『広永豊県志』24巻（1702増刻）、乾隆20年刊『広豊県志』16巻首1巻、乾隆49年刊『広豊県志』13巻、道光3年刊『広豊県志』32巻首1巻、同治11年刊『広豊県志』10巻首1巻（江蘇古籍出版社刊『中国地方志集成』江西府県志輯26）。
- ④鉛山県：嘉靖4年刊『鉛山県志』12巻、万曆46年刊『鉛書』8巻、康熙22年刊『鉛山県志』8巻、乾隆8年『鉛山県志』15巻、乾隆49年刊『鉛山県志』13巻、嘉慶19年刊『鉛山県志』17巻、道光4年刊『鉛山県志』17巻首1巻、同治12年刊『鉛山県志』30巻首1巻（江蘇古籍出版社刊『中国地方志集成』江西府県志輯25）、光緒末年抄本『鉛山郷土志』。
- ⑤貴溪県：康熙11年刊『貴溪県志』8巻、乾隆16年刊『貴溪県志』24巻首1巻。乾隆49年刊『貴溪県志』14巻首1巻、道光4年刊『貴溪県志』32巻首1巻、同治10年『貴溪県志』10巻首1巻（江蘇古籍出版社刊『中国地方志集成』江西府県志輯24）。
- ⑥興安県：康熙22年刊『興安県志』8巻、乾隆11年刊『興安県志』8巻、乾隆49年刊『興安県志』12巻、道光4年『興安県志』32巻首1巻、同治10年刊『興安県志』16巻首1巻（民国6年重印本あり。江蘇古籍出版社刊『中国地方志集成』江西府県志輯26）。
- 5 興安県。本弋陽横峯鎮。浙民聚而業陶。故名窯。初設丫巖巡檢司。明正徳間、裁巡司設通判各鎮寧公署。嘉靖三十九年、割上饒西北・弋陽東北置興安県以置縣而安、故名。屬広信府（葉鍾「興安倉記」国初、徙廵州民居其地。世以陶為業。其俗獵悍、好鬭易以生乱。乃設督捕通判一員。歲嘉靖庚子饑。其民請粟於官弗許。諸惡少遂相率持鋤挺、幾至大变。司土者憂之、乃始有立縣分治之議。己未、巡按程公本立按信、予以父老之意白之。程公慨然上聞。乃下戶部議、予又為歷陳其便、乃復議以聞。詔許之。錫名興安。（同治『広信府志』卷1の1地理・沿革）
- 6 国朝二百年來、休養生息、民數十倍於前、墾田逾四万頃、安土樂業、物產滋豐矣。而凡屯田遭運駅塩、諸大政無不釐然。然具舉史稱食足貨通、然後國富而教化成者此也。守斯土者、其敢忽諸志食貨。
- 7 康熙52年（1713）刊『広信府志』卷5食貨志・戸口を参照。
- 8 乾隆十一年奉文、婦女停止編審。三十七年、男丁停止編審、設立戸單、散給各戸、毎年造冊詳報。茲自乾隆三十七年起至同治十年止、実見在人丁婦女共一百四十万一千四百二十四丁口。（同治『広信府志』

卷3食貨・戸口

- 9 又康熙五十二年欽奉詔、以康熙五十年起至乾隆三十六年止各届編審新収、除抵補開除外、寔共盛世滋生人丁六千四百五十七丁、婦女六百五十一口、俱遵詔永不加賦。其婦女於乾隆十一年、人丁於乾隆三十七年先後奉文停止編審（增改統志。案、揚州作貢、田下下而賦下上、地廣而人功修也。玉山民勤於耕高下之田、水旱各獲其利、其邀蠲免者特積逋貧民耳。丁糧攤入地糧有減賦徭之樂。無編戸審丁之擾、當各思所以答深仁厚沴而輸將恐後矣。何待追胥之踵其門焉。）。（同治『玉山県志』卷10、田賦志・戸口）
- 10 肖倩「清代江西民間溺女与童養」（『無錫輕工大学學報（社会科学版）』第2巻第3期、2001年9月）、240-241頁を参照。
- 11 同治『広信府志』卷3食貨・田賦を参照。
- 12 嘉靖『広信府志』卷5食志・田賦を参照。
- 13 伊藤正彦（研究代表者）『「万曆休寧県27都5図黄冊底簿」の世界』、宋一明期の江南における小経営発展と里甲制体制下の階層構成に関する研究、2009～2011年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書）76頁を参照。
- 14 穀之属、首曰秔稻（『爾雅翼』、稻者溉種之総名、通梗糯、而言梗即秔也）。信州宜稻。有早・中・晚三種。早穫於夏六月。中穫於秋八月。晚穫於冬十月。中・晚歲一収。惟早稻春種夏収。又再下秧十月穫、謂之兩番。其尤早者曰王瓜早、佈種於地、不俟播秧、六十日而穫（於救荒最便）。兩番雖穀差小而力薄、然勤力糞溉所収、或較勝早稻。早・中稻色皆白、晚稻多紅玉色〔晚稻多紅色瑩似玉〕。王山紅〔玉山紅〕尤勝。又有香稻曰寧化占。粒白而長。土人呼粳米曰占者、種出占城（今広東瓊州地）。黎米乃峒黎之種可作糕粢。稻之粘曰粢〔秫〕、可為酒（七邑所出不多。常仰資於撫・建）。
- 麦之種有三曰、大麦、小麦、蕎麥。土人所謂大麦乃北方小麦也。郡所出不如饒州。小麦・蕎麥差多。蕎麥農家居冬穀也。穀之最細而円者曰粟（古人謂稷為五穀之長即此）。亦有梗糯兩種。郡農間植之。然不如北方者、良曰狗尾粟・魚子粟、種類不一。近更有所謂苞粟者。又名珍珠粟。蒸食可充饑。亦可為餅餌。土人於山上種之穫之。穫利甚豐。菽者豆之総名。黃豆・黑豆於早稻刈後不宜。兩番者種之。莢豆・赤豆・綠豆・蚕豆・豇豆・虎爪豆則皆於圃及隙地種之。脂麻（俗作芝麻）、可取油、以白者為良。郡人食麻油。故種者頗多。〔〕は同治『上饒県志』卷10土産。
- 15 渡辺忠世・桜井由躬雄（編）『中国江南の稻作文化－その学術的研究』（日本放送出版協会、1984年）、137頁参照。
- 16 注15前掲書、169頁参照。
- 17 秋斂後、種蕎麥為冬糧。花時望之如雪。刈晚禾種大小麦。南方小麦即北方大麦耳。小麦為夏糧不足、

- 以大麦濟之。若有余則鬻大麦坊市、用以釀酒。(同治『玉山縣志』卷12 土產志)
- 18 注17 參照。
- 19 広信府七邑境内、複嶂重嶺、陵阜盤紆、山麓水涓。農人苦力、平治成田、土粘宜稻、粗具邱壠、非有平原、曠野引川成渠、日澆潤数百里數十里者也。泉源不可竭、則由高而下、層層灌輸、溪流可引、則自遠而近。節節堵築、余惟資池塘水車耳。陂塘堤堰、隨地異名。總計二千六百三十有一。在額輸賦二万五千余頃之田。盛世一百六万四千有奇之丁口全倚之為命(府志)。
- 20 有昔無而今盛者。番薯、出西洋、閩粵人來此耕山者、携其泛海所得、苗種之日、漸繁多。色黃味甘。食之療饑、可以備荒。歷今三十余年矣。
- 21 木之屬、山多散木、鮮任棟梁、竹利七邑皆有。惟上饒・鉛山・貴溪之南境尤饒。大半用以造紙。桐子木子樹皆可為油。上饒・興安所出較旺他邑。閩人種山者亦多。資為生計。漆本作泰、種來自閩。七邑間出品、視袁州尤劣。烏柏樹、上饒最廣。他邑皆有之(俗呼木子樹)。取子春搾造燭各曰玉燭。玉山者良。
- 22 貨之屬、郡中多童山、樵採甚難。炊爨盡資石炭。惟上饒応家口・鉛山湖坊出產頗盛。然用之者多久亦漸耗。木炭、貴溪稍多、率聚河口販壳。石炭、鉛山・興安為良。然石山閔地脈者、如府城北之麦地、毛家源二村居民偷鑿山石。永宜禁止。(同治『広信府志』卷1の2、地理・物産)
- 23 郡中出產多而遠者莫如紙(以近閩多竹故)。上饒・廣豐・弋陽・貴溪皆產紙。其名則簾細・毛辺・花箋・方高俱不甚佳。向惟玉山玉版紙擅名。通志載東北鄉出楮之所、槽戶倩人治料施工成紙。費雜不可殫述。雖隆冬炎夏、手足不離水火。謬云、片紙非容易措手、七十二相伝。明時与鉛・豐同責。今則無矣。前府志載、石塘人善作表紙、搗竹為之(白表紙止用藤紙葉)。黃表紙則入姜黃。今業之者日衆可資貧民生計。然率少土着、富商挾貨而來者、大率徽閩之人。
- 24 布帛之屬、苧布、上饒居多。棉布、貴溪為最。他邑亦皆有之。麻多郡產而木棉出九江湖廣。貴溪距湖較近、故業紡績者倍他邑。土綢以蘿綿抽絲為之。粗而頗耐久。然無粥於市者。棉絰苧緯雜而成。文曰間羅所出亦稀。(同治『広信府志』卷1の2、地理・物産)
- 25 論曰不貴異物、不畜寄產、稍識民務者、亦知稼穡為寶矣。境內粟米酌盈剝虛。豐年尚足贍給。猝遇旱潦則不支。弋陽・鉛山・玉山皆有米行、而郡城獨否穀之來自。他境者不鬻於市、民無所資緩急。當官者尤宜預為儲備哉。弋陽之苧、廣豐之油與蓮實、出產頗豐。鉛山之紙清潔遜閩中、然業之者衆、小民藉以食、其力十之三四焉。廣豐煙葉盛行於閩、或謂禁之。歲可增粟千万。然亦其地土所宜、易而他種所收恒不能以半。玉山種蓮亦然。土之所產、原以給民用。彼紓此贏、転移化裁皆歸理勢之自然不能強也。因利而利、誠王道之本與〔歟〕(連志原跋)。按、連志志物產盈虛利弊頗為透徹。今仍之。其間今昔殊形者考正、必加按語。
- 26 森正夫「一八一二〇世紀の江西省農村における社倉・義倉についての一検討」(初出1975年、『森正夫明清史論集』第1巻、汲古書院、2006年、所収)を参照。
- 27 郡境多山、產穀止敷本地民食。弋陽号称米鄉、大半由饒之樂平・万年販運、弋特聚集處耳。上饒・廣豐・興安乃並無米穀之市。青黃不接時、雨沢偶衍、大戶閉籬、灘河逆上、商販不能時、至貧民往往乏食皇急無策。需於官穀之接濟者尤切。
- 28 注1前掲論文8~9頁の数値を修正。
- 29 落合恵美子・周紹泉・侯楊方「中国明代黄冊の歴史人口学的分析一万曆徽州黄冊底籍に見る世帯・婚姻・繼承ー」(佐藤康行・清水浩昭・木佐木哲朗『変貌する東アジアの家族』早稲田大学出版部、2004年)。
- 30 一黄冊、旧例十季一編審、辛季審丁、壬季大造、癸季解司、甲季照新。今奉新例、伍季一編審、十季一大造。(康熙『新修玉山縣志』卷4賦役)
- 31 同治『広信府志』卷3食貨・戸口を参照。
- 32 速水融『歴史人口学の世界』(岩波書店、1997年)、96~97頁。
- 33 夫馬進「中国明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」(前川和也編『家族・世帯・家門』(ミネルヴァ書房、1993年)を参照。
- 34 注13前掲書参照。
- 35 小川快之「清代江西・福建における『溺女』習俗と法についてー「厚嫁」「童養媳」等との関係をめぐってー」(山本英史編著『中国近世の規範と秩序』(東洋文庫、2014年)。